河川氾濫・高潮時の対応

（ 在 園 時 ）

本項については，水防法第１５条の３第１項にて作成を義務付けられている避難確保計画に該当するものである。

１ 注意体制（警戒レベル２相当に該当する場合）

・レベル２はん濫注意報・レベル２高潮注意報発表
・【吉野川】吉野川はん濫注意情報が発表されている場合
・【旧吉野川】旧吉野川が水防団待機水位を超過（大寺橋観測所 水防団待機水位 1.25m）
・【新池川】新池川が水防団待機水位を超過（吉永観測所 水防団待機水位 1.00m）

※池田ダムの放流量（毎秒１万トンを越える放流）に注意する。

・保育を継続すれば降園が不可能になると判断される場合，園長が降園の判断をする。
・テレビ，ラジオ，インターネット等で最新の情報を収集する。

２ 警戒体制（警戒レベル３相当に該当する場合）

・鳴門市より高齢者等避難の発令
・レベル３はん濫警報・レベル３高潮警報発表
・【吉野川】吉野川はん濫警戒情報が発表されている場合
・【旧吉野川】旧吉野川がはん濫水位を超過（大寺橋観測所 はん濫注意水位 2.15m）
・【新池川】新池川が避難判断水位を超過（吉永観測所 避難判断水位 1.30m）

※池田ダムの放流量（毎秒１万トンを越える放流）に注意する。

・避難経路の安全確認をしながら，避難を開始する。
・避難経路の安全確認ができない場合は，園児を園舎内の高所へ避難させる。
・避難した場合は，市教育委員会へ連絡する。

一次避難場所	園舎２階	二次避難場所	明神小学校校舎３階

※吉野川については，吉野川左岸の越水・破堤から本市の浸水までに時間があるため，警戒体制の段階では避難を開始せず，非常体制になった段階で避難を行う。
※高潮については高潮特別警戒水位に到達してから浸水までに時間があるため警戒体制の段階では避難を開始せず，非常体制になった段階で避難を行う。

３ 非常体制（警戒レベル４相当に該当する場合）

・鳴門市より避難指示の発令
・レベル４はん濫危険警報・レベル４高潮危険警報発表
・【吉野川】鳴門市より避難指示が発令された場合
・【旧吉野川】鳴門市より避難指示が発令された場合（はん濫危険水位を超過）
（大寺橋観測所 はん濫危険水位 2.85m 鍋川観測所 はん濫危険水位 2.50m）
・【新池川】鳴門市より避難指示が発令された場合（はん濫危険水位を超過）
（吉永観測所 はん濫危険水位 1.50m）

※池田ダムの放流量（毎秒１万トンを越える放流）に注意する。

・避難後の園児の人員確保（園児の健康状態を確認）をする。
・避難後の安全確保に努める。

○　保護者への引き渡し

・河川のはん濫等で迎えに来ることが出来ない園児は幼稚園や避難場所で待機させる。
・洪水が収まり，各種警報等も解除され，通学路及び避難経路の安全及び交通機関の運行状況について慎重に確認した上で，園長が判断する。
（　幼稚園・避難場所で継続して待機させる　・　保護者へ引き渡す　）

○　待機園児への対応

・教職員が近くにいて心のケアに努める。

○　園内の安全管理

・危険個所への立ち入り禁止措置
・被害状況等の市教委への報告
・二次災害の危険性の情報を収集，把握
・外部との対応窓口を一本化する。

■情報収集

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ，ラジオ，電話 インターネット ・徳島気象台ホームページ　http://www.jma-net.go.jp/tokushima/ ・気象庁レーダーナウキャスト　http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/
洪水予報 水位到達情報	インターネット ・国土交通省「川の防災情報」（国管理河川＝吉野川，旧吉野川） http://www.river.go.jp/ ・国土交通省「川の水位情報」　http://www.river.go.jp/ ・徳島県水防情報　https://www.kasen.pref.tokushima.lg.jp ・徳島県土砂災害情報　https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp すだちくんメール
河川洪水浸水区域，浸水深	インターネット ・国交省徳島河川国道事務所 吉野川水系吉野川，旧吉野川，今切川洪水浸水想定区域図 http://www.skr.mlit.go.jp/tokusima/bousai/sinsui/top_index.html
避難情報	○高齢者等避難，避難指示 テレビ，ラジオ，インターネット，緊急速報メール

■安全に避難するための備え

項　目	準　備　物
情報収集・伝達	ラジオ，タブレット，携帯電話，拡声器
避難誘導	名簿，携帯電話，懐中電灯，拡声器 一時避難のための食糧・水・防寒着・雨具